

令和3年度 第1回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和3年4月26日(月) 午後4時00分～午後5時00分						
招集の場所	役場本庁3階 議員協議会室						
出席委員 13名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出	
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出	
	3	西本 繁夫	欠	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 1名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	11	田中 定嘉		12	山田 聡		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	吉見 克巳		推進委員	岡原 智恵子		
	推進委員	増崎 淳子		推進委員	山本 哲也		
	事務局長	吉村 克巳		課長補佐	加洲 能子		
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p> <p>議案第6号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について</p> <p>議案第7号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について</p>						

令和 3 年度第 1 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 3 年度愛南町農業委員会第 1 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 11 番、田中 定嘉委員と 12 番、山田 聡委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 1 番、城辺甲、地目・面積は田・1,616 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 304.8aでございます。 受付番号 2 番、上大道の 13 筆、地目・面積は田・4,183 m ² 、畑・12,681 m ² 、計 16,864 m ² で 3 条無償移転でございます。経営面積は 0aでございます。 以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。
委員	場所は、裁判所から 2・300mあがったところの田になります。一昨年まで緑の方がトマトのハウスを作っていたところです。所有者は、津島町の方です。譲受人に譲渡したいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致

	<p>します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。2番お願い致します。</p>
委員	<p>地図の真ん中にあるのが譲渡人の自宅です。申請地は自宅の周囲の畑、果樹園、田です。譲受人はお孫さんで、Uターンして帰ってこられ、JAえひめ南の農業研修事業制度を利用して、研修を受けて今年終了された方です。その方が、おじいさんの経営している分を引き継いでほしいということで、譲渡人も全面的に協力するそうです。まじめな方で、譲受人の母も協力して作業もしていくということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>申請地の数がありますが、予定は？</p>
委員	<p>野菜を作りたいということです。田もします。今植わっている果樹園は、このまま維持するように続けたいということです。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 1 番、緑甲、地目・面積は田・378 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、緑小学校から僧都に向かって右側の地域です。小学校の交差点を奥に行き町道に沿っている場所です。申請人のおじいさんが昔買っていたらしいのですが、名前の変更がないままあった土地で、この度、相続というかたちで譲り受けました。ほかに土地を持っていませんので、ここに家を建てたいということです。排水面や生活面などで、他の人に迷惑をかけることもないそうです。以前は、親類が田として耕作していたが、今は、きれいに耕して管理しています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、1 番は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番、城辺甲の 3 筆、地目・面積は田・90.1 m²でございます。転用目的は進入路・住宅用敷地の拡張でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 2 番、増田、地目・面積は畑・502 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は自動車教習所から下がって、信号機のある交差点の近くの短いトンネルの少し下になるところです。譲受人は熊本県在住の方で、建物を建てているが、申請地を進入路として買い受け一部交換したいと。進入路の一部が自分の土地ではないということで今回の申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>なぜ熊本の方？こちらに住む？</p>
委員	<p>こちらには住んでいないが、住宅への進入路が今も通れるが、自分の土地ではないので、申請をしたということです。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。2番お願い致します。</p>
委員	<p>上大道から正木に抜ける農免道路沿いの左側に広い太陽光があるのですが、その上になります。その上に旧道があるが、現在、荒廃した農地です。今回、太陽光にするという申し出がありました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>周りに問題はない？</p>
委員	<p>下が本人の家なので。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1番、中川の3筆、地目・面積は畑・893㎡、田・1,515㎡でございます。</p> <p>場所は、中川にあります工作所から南へ100mほど進み、そこから東へ200mほど進んだあたりになります。対象地の調査年月日は令和2年9月18日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えてお</p>

	<p>り、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>何か計画は？</p>
事務局	<p>現在は聞いていません。現況に合わせた地目変更をしたいという相談がありました。実際、山になっているので。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番は再設定で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は田・1,862 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 2 番は再設定で、御荘平城、地目・面積は田・962 m²のうち 600 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 3 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・11,401 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 4 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・1,872 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 5 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・2,512 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 6 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・4,755 m²、</p>

賃貸借で生産物は水稲、期間は 2 年でございます。

受付番号 7 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・2,374 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 8 番は再設定で、僧都、地目・面積は田・1,550 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 9 番は再設定で、城辺甲、地目・面積は田・898 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 10 番は再設定で、正木、地目・面積は田・1,148 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 11 番は再設定で、正木、地目・面積は田・1226 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 12 番は再設定で、増田、地目・面積は田・2,357 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 13 番は再設定で、増田の 2 筆、地目・面積は田・2,421 m²、賃貸借で生産物は水稲・タバコ、期間は 3 年でございます。

受付番号 14 番は再設定で、広見、地目・面積は田・3,390 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 15 番は再設定で、広見の 5 筆、地目・面積は田・2,644 m²、畑・1,058 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年でございます。

受付番号 16 番は再設定で、広見の 7 筆、地目・面積は田・4,608 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 17 番は再設定で、広見、地目・面積は田・656 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 18 番は再設定で、満倉、地目・面積は田・608 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 19 番は再設定で、満倉の 2 筆、地目・面積は田・2,217 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 20 番は新規で、柏、地目・面積は畑・347 m²、使用貸借で生産物は河内晩柑、期間は 5 年でございます。

受付番号 21 番は新規で、緑乙の 4 筆、地目・面積は田・4,014 m²、畑・710 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 22 番は新規で、緑乙、地目・面積は田・700 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 23 番は新規で、緑乙、地目・面積は田・2,856 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 24 番は新規で、中川、地目・面積は田・1,136 m²、使用貸借で生産物はたばこ、期間は 5 年でございます。

受付番号 25 番は新規で、上大道の 4 筆、地目・面積は田・2,850 m²、使用貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 26 番は新規で、僧都の 2 筆、地目・面積は田・717 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 27 番は新規で、僧都、地目・面積は田・2010 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 28 番は新規で、僧都の 5 筆、地目・面積は田・5,251 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 29 番は新規で、城辺甲の 3 筆、地目・面積は田・4,256 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 1 年でございます。

受付番号 30 番は新規で、御荘和口の 15 筆、地目・面積は田・9,365 m²、賃貸借で生産物は飼料用米、期間は 5 年でございます。

受付番号 31 番は新規で、上大道、地目・面積は田・1,776 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 32 番は新規で、中川の 4 筆、地目・面積は田・1,670 m²、畑・840 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 33 番は新規で、中川、地目・面積は田・562 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 34 番は新規で、中川の 6 筆、地目・面積は田・7,975 m²の内 7,022 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 35 番は新規で、御荘菊川の 12 筆、地目・面積は田・3,064 m²、畑・18,553 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 36 番は再設定で、御荘和口、地目・面積は田・1,548 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

以上 36 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありました。9 番は和喜田委員、21・22・23 番は孝野委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。

委員

(和喜田委員・孝野委員 退室)

議長(会長)	9・21・22・23 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
委員	(和喜田委員・孝野委員 入室)
議長(会長)	その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
	次に議案第 6 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 6 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、ご説明させていただきます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積 50aにつきまして、一定条件を満たす区域においては、農業委員会がこれに代わるべき別段の面積を設定できることとなっておりますので、下記の通り提案するものでございます。内容につきましては、昨年度と同様であります。旧内海村、旧南内海村、旧東外海村、旧西海町の地域を 20a、その他の地域を 30aとしております。近年、空き家バンクに注目が集まっておりますことから、ほかの市町村ではIターン、Uターンの方の移住や定住に着目した農地付きの空き家バンクも増えているところです。愛南町におきましても、空き家バンクの担当課であります企画財政課と、農地付きの空き家バンクにつきまして協議をしていきたいと考えております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>変更してから問題点とかなかったか？</p>
事務局	<p>去年は、要望・問題点について、存じていません。</p>
委員	<p>今年もこれで様子を見よう。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 7 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 7 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、そして令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について、ご説明させていただきます。</p> <p>すでにお目通しのことと存じますので、簡潔に説明をさせていただきます。</p> <p>お手許の資料「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧ください。</p> <p>まず令和 2 年 3 月 1 日現在の、農業委員会の状況ですが、1 の農業の概要では、愛南町の各種農地の面積、農家戸数や、就農者、認定農業者数等を記載しております。2 の農業委員会の現在の体制では、新制度の体制としまして、項目ごとの農業委員数を記載しております。</p> <p>次のページは、担い手への農地の利用集積・集約化に関する項目です。そのうち、2 の令和 2 年度の目標及び実績につきまして、集積目標の 320ha に対しまして、実績が 329ha ということで、目標は達しております。年々、農家さんの高齢化が進んでおりますので、優良農地を中心に地域の担い手への集積が進むよう、委員さん方々のご協力をお願いいたします。</p>

次のページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進に関する項目です。そのうち、2の令和2年度の目標及び実績につきましては、参入目標の2経営体に対しまして、実績が2経営体ということで、こちらは目標に達しております。新規就農にあたりまして、おそらく収入面が一番のネックであろうかと考えられますので、今後とも、農林課の各種補助金・給付金事業の担当者や関係機関と連携して周知活動を図っていきたいと考えております。

次のページは、遊休農地に関する措置に関する評価です。令和2年度の目標及び実績については解消目標の0.1haに対しまして、解消実績が0.1haということで、目標に達しております。この項目は、昨年夏に、推進委員さん方にご協力をいただきました農地パトロールでの調査結果に基づくものです。

次のページは、違反転用への適正な対応についてです。このうち、2の令和2年度の実績につきましては、違反転用面積は0.26haと、年度当初の面積から0.64ha減少しております。違反転用につきましては、農地法の規定を知らずに転用してしまったケースが多く、今後も継続して町のホームページや広報紙で周知活動を行いたいと考えております。

次のページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。1の農地法第3条に基づく許可事務は、昨年度、愛南町農業委員会で審議しました39件の3条申請に関する項目です。2の農地転用に関する事務は、同じく昨年度審議しました22件の4条5条申請に関する項目です。

次のページ、3の農地所有適格法人からの報告への対応は、農地法の規定に基づく農地所有適格法人報告書の提出状況に関する項目です。4の情報の提供等は、農業委員会による農地関連情報の提供に関する項目です。

次のページ7、8は割愛させていただきます。

次に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。

まず、農業委員会の状況につきましては、先ほど、2年度の際にご説明しましたので、割愛させていただきます。

次のページ、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、3年度の集積目標を、新規集積面積30haを含めて320haに設定しております。次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、3年度の目標を、2経営体で2haと設定しております。

次のページ、遊休農地に関する農地につきましては、2年度に新たに発生しました1.56haを目標解消面積に設定しております。

最後に、違反転用への適正な対応といたしまして、現在把握しております違反転用面積が0.26haとなっております。今後とも啓発活動や農地パトロー

	<p>ル等により違反転用の発生防止に努めたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議

長

河野 仁

議事録署名人

田中 定嘉

議事録署名人

山 田 聡